



一部中止 (令和2年5月1日配布)
新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、5月13日の無料相談会を中止します。

令和2年4月3日

京都市文化市民局
(担当 消費生活総合センター)
(TEL 256-1110)

京都民事調停協会との共催による 民事調停委員による「無料相談会」の実施について

京都市及び京都民事調停協会では、金銭トラブルや家賃の値上げ、交通事故の賠償など、身近なトラブルについて、下記のとおり、民事調停委員による「無料相談会」を実施しますので、お知らせします。

記

1 日 時	開催日時
	令和2年5月13日(水)
	令和2年9月 9日(水)
	令和3年1月13日(水)
	令和3年3月10日(水)
	相談時間 午後1時30分～午後3時30分 受付時間 午後1時30分～午後3時

※1組当たり30分程度。

- 2 会 場** 京都市消費生活総合センター
京都市中京区烏丸御池東南角 アーバネックス御池ビル西館4階
(地下鉄烏丸御池駅下車3-1, 3-2出口すぐ)
※駐輪場、駐車場はありません。公共交通機関を御利用ください。

- 3 相談内容** 金銭貸借、売買代金の支払い、交通事故の損害、近隣関係、建物の明渡し等に関するトラブル、民事調停の手續等
※離婚・相続等の家庭内紛争は除く。

- 4 費 用** 無 料

- 5 申込方法** 当日受付 (先着12組)

- 6 問合せ先** 文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター
電話 256-1110

民事調停制度は、日常生活で抱えるトラブルでお困りの方に、民事調停委員が当事者双方から実情をお聴きし、迅速かつ最も適切な解決を目指す司法制度の一つです。